

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表経済商工観光部の項中「商工経営支援課」を「商工金融課、中小企業支援室」に改める。

第十一条人事課の分掌事務の項第五号中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条私学文書課の分掌事務の項に次の二号を加える。

十三 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく審理員による審理に関する事。

十四 行政不服審査会に関する事。

第十一条消防課の分掌事務の項に次の二号を加える。

十四 被災者生活再建支援金に関する事。

十五 災害復興寄附金に関する事。

第十四条医師確保対策室の分掌事務の項第二号中「医学部設置」を「東北医科薬科大学医学部」に改め、同条障害福祉課の分掌事務の項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十五条新産業振興課の分掌事務の項第四号中「中小企業の経営革新」を「ものづくり事業者」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条商工経営支援課の分掌事務の項中「商工経

営支援課」を「商工金融課」に改め、同項第一号中「経営支援施設及び」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

中小企業支援室

一 中小企業の振興施策の企画及び調整に関する事。

二 中小企業の経営革新及び販路開拓の支援に関する事。

三 中小企業の経営の診断及び経営に関する助言に関する事。

四 中小企業構造の高度化に関する事。

五 小規模企業者等設備導入資金及び小規模企業者等設備貸与事業に関する事。

六 創業支援に関する事。

七 中小企業の事業承継の支援に関する事。

八 公益財団法人みやぎ産業振興機構(昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。)に関する事。

第十六条農林水産政策室の分掌事務の項に次の一号を加える。

三 六次産業化に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。

第十六条農業振興課の分掌事務の項第十四号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同条水産振興課の分掌事務の項第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 漁業用無線通信に関する事。

第十八条建築宅地課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事。

第二十一条の四第一項の表経済商工観光部の項を次のように改める。

経済商工観光部		経済商工観光部	
国際経済・交流課	商工金融課	産業立地推進課	光総務課
海外ビジネス支援室	中小企業支援室	自動車産業振興室	富県宮城推進室、企業復興支援室

第二十二条第三項の表経営指導専門監の項を削る。

第二十七条第一項の表副所長の項中「農業・園芸総合研究所」の下に「水産技術総合センター」

を加える。

第二十七条第二項の表所長の項中、「北部地方振興事務所栗原地域事務所のダム管理事務所」を削る。

第二十七条第七項の表総括教務主任の項を削る。

第四十条第十一項中第三号を第十号とし、第二号を第九号とし、第一号の次に次の七号を加える。

二 保護金品等の交付に関すること。

三 生活保護施設に関すること。

四 生活保護に関すること。

五 面接相談に関すること。

六 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

七 生活困窮者の自立支援に関すること。

八 その他更正及び援護に関すること。

第四十条第十二項中「同項第三号」を「同項第二号から第八号まで及び同項第十号」に改める。

第四十一条第六項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第六十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「同項第五十二号から第五十六号」を「同項第五十一号から第五十五号」に、「第五十八号から第六十一号」を「第五十七号から第六十号」に、「第六十四号」を「第六十三号」に改め、同条第八項中「同項第十二号から第十九号」を「同項第十一号から第十八号」に、「第二十号」を「第十九号」に、「第二十一号から第三十一号」を「第二十号から第三十号」に、「第三十二号から第六十四号」を「第三十一号から第六十三号」に改め、同条第九項第十七号中「栄養及び健康」を「原材料、原産地その他食品の品質」に改める。

第六十三条第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「各部等」を「各部」に改め、同項栗駒ダム管理事務所の項を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項第七号中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第九十条第六項を削り、同条第七項中第十八号を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「掲げる事務とし、無線局の分掌事務は同項第十八号に」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」とし、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

第九十五条第六項中第四十三号を第四十四号とし、第三十八号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

第九十五条第七項建築部の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

第九十五条第八項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号から第三十五号までを削り、第三十六号を第二十一号とする。

第九十七条の二第三項の表に次のように加える。

宮城県栗原地方ダム総合事務所栗駒ダム管理事務所	栗原市	栗原市
-------------------------	-----	-----

別表第二宮城県公益認定等委員会の項の次に次のように加える。

宮城県行政不服審査会	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	私学文書課
------------	-----------------------------------	-------

別表第二宮城県農業共済保険審査会の項中「第百三十一条及び」及び「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに」を削り、「及び保険料等」を「保険料等」に改め、同表宮城県保健所運営協議会（協議会の名称は、その置かれる保健所の名称を冠する。）の項を削り、同表宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の項中

同	を	保健福祉総務課	に改
---	---	---------	----

め、同表宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会の項の次に次のように加える。

宮城県がん登録情報利用等審査会	がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。）等により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項の調査審議に関すること。	同
-----------------	--	---

別表第二宮城県中小企業調停審査会の項中

「 商工経営支援課」	を	「 商工金融課」	に改め、同表
------------	---	----------	--------

宮城県個人情報保護審査会の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第三伊里前漁港の指定施設の項の次に次のように加える。

志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②に限る。）	同	同	同
--	---	---	---

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

桃ノ浦漁港の指定施設	波伝谷漁港の指定施設
石巻市	同
同	同
同	同